

博士学位論文審査要旨

2019年1月19日

論文題目： 日本における既婚女性のパートタイム労働
－変わる働き方、変わらない女性の役割－

学位申請者： 田中 裕美子

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 川口 章

副査： 総合政策科学研究科 教授 太田 肇

副査： 総合政策科学研究科 教授 久保 真人

要 旨：

わが国では、性別役割分担に対する意識が徐々に変化している。内閣府の調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の人の割合は、1970年代末には7割を超えていたが、2010年代半ばには4割台にまで低下した。その一方で、実態を見れば、性別役割分担が依然として存在し続けている。たとえば、家事労働の8割以上は女性が担当している。また、女性雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は1980年代半ばの3割弱から2010年代半ばには4割強に上昇している。本論文では、1950年代から現在までの女性パートタイム労働者の実態を、厚生労働省の女性労働に関する年次報告書、NHK放送文化研究所の生活時間調査、家計経済研究所のパネルデータなどを用いて分析している。またそこから得られた新たな知見に基づき、パートタイム労働者の処遇を改善するための政策を提言している。

第1章は、女性パートタイム労働に関する先行研究を概観している。女性パートタイム労働については、さまざまな領域の研究で議論されている。本章ではそれらを「女性労働研究」、「パートタイム労働研究」、「賃金格差研究」、「女性政策研究」、「生活時間研究」の領域に分類して紹介している。

第2章は、パートタイム労働法の成立と改正の過程をまとめている。同法は、パートタイム労働者と正社員の処遇格差改善を目的に1993年に制定され、2007年と2014年に大きく改正されている。同法は、適用されるパートタイム労働者の範囲が限られているため、その効果が疑問視されてきた。2007年の同法改正の効果については、本論文の第6章で実証分析を行っている。

第3章は、厚生労働省による女性労働に関する年次報告に基づき、1960年代から現在までのパートタイム労働者の実態をまとめている。高度経済成長期の1960年代に、労働力不足が深刻になったため、有配偶女性を採用する手段としてパートタイム労働が普及した。その後も、有配偶女性の働き方としてパートタイム労働は定着し、今や女性パートタイム労働者数は女性正社員数を上回っている。

第4章は、NHK放送文化研究所の『日本人の生活時間』を用いて、過去50年間における日本人男女の仕事と家事・育児時間の変遷を分析している。1960年代は、農業従事者が多く、「女性は仕事も家事・育児も」行うのが一般的だった。1970年代になると専業主婦が増え、「女性は家事・育児」という規範が定着する。1980年代には、雇用者として働く女性が増え、再び、「女性は仕事も家事・育児も」という時代になる。この間、女性の働き方は変わったが、女性が家事・育児を担うというジェンダー規範は一貫している。

第5章は、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」の個票を用いて、1990年代半ばから2010年代半ばまでの有配偶男女の仕事と家事・育児への時間配分の変遷を分析している。分析の結果、有配偶女性の仕事時間が3時間から4時間へと顕著に伸びている。これは、就業率上昇の影響である。また、有配偶女性は子供の数や末子の年齢に応じて、仕事と家事・育児への時間配分を柔軟に調整しているのに対し、男性の時間配分は、子供の数や年齢の影響をあまり受けない。また、末子が小学校入学前にパートタイムとして働く女性が10ポイントほど増えている。

第6章は、第5章と同じ調査を用いて、女性正社員とパート・アルバイトとの賃金格差の変化を分析している。その結果、年齢、学歴、職業、勤務先の規模、産業を調整しても、パートタイム労働者の時間あたり賃金は正社員より15%ほど低いことが分かった。また、2007年のパートタイム労働法改正は、パートタイム労働者と正社員の賃金格差にほとんど影響を与えていないことも確認された。

終章では、それまでの分析に基づき、以下の政策提言を行っている。第一に、現行のパートタイム労働法では、パートタイム労働者と正社員の格差を改善するには不十分であり、実効性のある「同一労働・同一賃金」政策が必要である。第二に、就学前の子供を持つ女性パートタイム労働者が増えているため、彼女らに対する仕事と子育ての両立支援政策が必要である。

本論文は、パートタイム労働という切り口で日本社会のジェンダー規範を分析し、性別役割分担の実態について、新しい知見を得、それらに基づき政策提言を行っている。本論文は女性労働についての研究と政策の議論に大きく貢献している。

よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年1月19日

論文題目： 日本における既婚女性のパートタイム労働
－変わる働き方、変わらない女性の役割－

学位申請者： 田中 裕美子

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 川口 章

副査： 総合政策科学研究科 教授 太田 肇

副査： 総合政策科学研究科 教授 久保 真人

要 旨：

学位申請者に対する総合試験は、2019年1月19日の午後0時30分より1時間にわたり、公聴会形式により実施された。専門分野に関する試験においては、審査委員から、「パートタイム労働者に対する両立支援を厚くすると、性別分業を固定化する恐れがあるのではないか」という質問と、「家事・育児時間に関する実証分析では、パートタイム労働者より専業主婦において、子供の数や年齢の影響がはっきりと表れているのはどう解釈すればよいのか」という質問が出された。学位申請者は前者については、「両立支援だけでは性別分業固定化の恐れがあるのでジェンダー平等政策の必要性も主張している」と明瞭に回答した。また、後者については、「ジェンダー規範によって、育児が専業主婦の存在価値を示す行為となっている可能性がある」ことを丁寧に説明し、いずれも審査委員を納得させた。語学試験については、本論文がパートタイム労働研究、生活時間研究、賃金推定モデルなどに関する英語文献を参照しており、その議論も的確であることから、学位申請者の英語の運用能力が十分であることを確認した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 日本における既婚女性のパートタイム労働
—変わる働き方、変わらない女性の役割—
氏名： 田中 裕美子

要旨：

近年、労働市場における女性の働き方や、性別役割分業に関する意識は大きく変わった。たとえば、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分担意識は、「賛成」が「反対」を大きく上回っていたが、「賛成」が減少し、「反対」が増加傾向にある。さらに、女性の働き方についての、女性の意識も変化している。子どもが生まれても仕事を続ける「継続就業」型に賛成する女性が、子どもが生まれたら仕事をやめ、大きくなったら再び働きに出る「再就職」型を上回った。女性の働き方とともに、女性の意識も変化していることがわかる。

本研究では、既婚女性の多くが選択している就業形態が、パートタイム労働であることに着目する。上述のように意識は変化している。しかし、「男性は仕事、女性が家事・育児」というジェンダー規範は変わっていない。生活の実態は、依然として、「男性は仕事、女性は家事・育児」という、ジェンダー規範に影響を受けている。そのため、パートタイム労働は、既婚女性が、仕事と家事・育児とを両立させるための、選択肢となっている。すなわち、パートタイム労働は、既婚女性にとって、「男性は仕事、女性は家事・育児」というジェンダー規範にそった、就業選択であるといえないだろうか。

これまで、政府の政策や企業の人事管理は、男女の性別役割分業を前提としており、ジェンダー規範が再生産されている。その結果、意識と実態には差が生じている。その差を縮めるためにはどのような政策が必要であるか。これが、本研究の主題である。

こうした課題について、以下の2つの方法で接近する。まず、女性がパートタイム労働へ参入していく歴史的過程を分析対象とする。パートタイム労働は、労働需要側である企業から、労働供給側である女性から、どのように位置づけられていたのだろうか。また、パートタイム労働をめぐる政策は、どのように展開されていったのだろうか。これらの問いに対して、労働省婦人少年局「婦人労働の実情」をとりあげ、1960年代から2010年までの50年間の、女性の働き方の推移と政策動向について振り返る。

次に、生活時間を手掛かりに、ジェンダー規範について検討する。すなわち、生活時間の実態を中心に、仕事と家事・育児時間の推移をみる。夫婦の仕事と家事・育児時間には、誰が主に仕事をして、誰が主に家事・育児を担うのかという、ジェンダー規範が現れていると考える。具体的には、NHK『日本人の生活時間』をとりあげ、1960年代から2010年までの50年間を対象とする。既婚女性は、仕事と家事・育児を、1日24時間のなかで、どのように調整してきたのか。生活時間調査の結果から、年代ごとの変化を、仕事時間、家事・育児時間を中心に検討する。

本論文の構成は、以下の通りである。第1章では、先行研究をとりあげる。女性のパートタイム労働研究と、生活時間研究には、蓄積がある。しかし、就業形態の違いとジェンダーの双方の視点から、生活時間をとりあげているものは、多くはない。第2章では、パートタイム労働をめぐる政策動向について整理する。1993年に「パートタイム労働法」が成立するが、それまで、パートタイム労働に関する政策が、まったくなかったわけではない。「パートタイム労働法」成立までの、政策的な経緯と、成立後の2度にわたる改正について述べる。第3章では、労働省婦人少

年局「婦人労働の実情」から、パートタイム労働の実態と、パートタイム労働をめぐる政策動向について検討する。パートタイム労働は、労働力不足対策という、企業側のニーズ主導ではじまる。しかし、景気後退期に、雇用調整の側面をもちながらも、既婚女性のニーズに沿う形で、パートタイム労働がひろがっていく。他方、パートタイム労働政策は、当初の積極的な対応とは異なり、徐々に、限定された領域にのみ、とどまるようになる。そして、フルタイム労働者に対する政策が中心となっていく。労働需要側である企業のニーズ、労働供給側である既婚女性の事情、それらを取りまく、パートタイムにたいする労働政策の推移を整理する。第4章では、NHK『日本人の生活時間』より、生活時間の使い方から、女性の働き方とジェンダー規範について考察する。具体的には、仕事と家事・育児時間における、男女の時間の違いの検討である。そのうえで、既婚女性がパートタイム労働で働くのは、ジェンダー規範と矛盾しないからであること、すなわち、ジェンダー規範は変わっていないことを明らかにする。

第5章では、第4章でみた仕事と家事・育児時間の変化を、より詳細にみるために、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票を用いて、労働時間の推移について分析する。1997年から2015年に限ってみれば、妻が働いている男性の家事・育児時間はわずかに上昇している。しかし、妻が家事・育児に多くの時間を費やしている状況には、ほとんど変化はみられない。第4章でみた、ジェンダー規範が変化をしていないことが、ここでも示される。さらに、末子が3歳以下の子どもをもつ、パート・アルバイトが占める比率が上昇していた。ここからは、子どもが幼い段階で、すでに仕事に復帰していることがわかる。近年、上昇している女性の就業率は、フルタイムで働く女性の増加だけではなく、幼い子どもを持つパートタイム労働者の増加の影響も大きかったと言える。また、幼い子どもがいる女性が、仕事復帰をする際には、パートタイム労働者として、労働市場に戻る割合が高まっていることも示している。

第6章では、正社員とパート・アルバイトの賃金格差に着目する。第5章と同様の、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票を用いて、正社員とパート・アルバイトの賃金格差が縮まっているかどうかを検証する。また、「パートタイム労働法」の改正前と後では、賃金格差に変化があったかについても、検討する。その結果、いずれの場合にも、依然として、賃金格差は生じていることが示された。パートタイム労働者の処遇改善に関する政策は、この限りにおいては、十分な効果が発揮されていないと言えよう。

終章では、①パートタイム労働者への両立支援政策、②ジェンダー平等政策とワーク・ライフ・バランス政策、の必要性について述べている。

パートタイム労働者は、仕事と家事・育児の両立を、仕事時間を減らすことによって対応してきた。しかし、第5章でみたように、子どもが幼い段階で、パートタイムとして働き始めている。このように、幼い子どもをもちながら働くことにより、仕事と家事・育児の両立課題が、フルタイム労働者だけの問題としてではなく、同じ重みで、パートタイム労働者も直面することになるのではないだろうか。パートタイム労働者への両立支援政策という視点が必要になる。

次に、意識の変化が、実態の変化を伴うためには、より実効性のある、ジェンダー平等政策が必要である。

まず、職場におけるジェンダー平等政策があげられる。現在、労働者の多くは、雇用者として企業で働いている。しかし、依然として、男女労働者の間には、賃金格差や昇進格差など、さまざまな格差がある。その背景として、女性が主として家事・育児責任を担っている状況がある。これは、既婚女性にパートタイム労働者が多いことにもつながっている。一連の状況を改善するためには、職場におけるジェンダー平等政策が重要である。職場におけるジェンダー平等政策を導入するには、理念だけでは難しい。企業経営にとって、ジェンダー平等政策を導入するインセンティブを高める必要がある。

同時に、家庭におけるジェンダー平等政策が必要である。家庭におけるジェンダー平等のためには、男性の働き方が重要となる。とりわけ、男性が、育児時間を確保するための取組が必要である。男女で、仕事と家庭責任をともに担うためにも、長時間の残業を改めることが不可欠である。ヨーロッパの時間外労働についての制限は、日本に比べると厳しい。日本においても、残業時間の制限にとどまらず、残業は例外的なものとする、労働時間規制の在り方が求められる。男性の家事・育児への参加の推進が、ジェンダー意識の変化をもたらす。日本でも、こうした取り組みを通じた、ジェンダー政策が必要である。

さらに、ワーク・ライフ・バランス政策が重要となる。家庭責任と仕事時間の調和をはかるのであれば、パートタイム労働者が行っている、家庭責任と仕事時間がトレード・オフになるような働き方は変わる必要がある。さらに、パートタイム労働者にとって、仕事と仕事以外の生活が送れるようにするためにも、パートタイム労働者にとっての、ワーク・ライフ・バランス政策が必要である。

「多様な働き方」という言葉が広がり、働き方も生活のあり方も変化してきた。少子・高齢社会をむかえ、また、今後の労働力不足が懸念される中で、働き手を増やすことは重要である。多様な事情を持つ人が、働きやすい社会にするためにも、パートタイム労働の果たす役割は大きい。パートタイム労働が多くの人に開かれた、質の良い働き方となるためにも、ワーク・ライフ・バランスが達成されるような政策を進めていかなければならない。

女性の働き方は変化しつつある。しかし、女性が主に家庭責任を担っている状況は、大きくは変化していない。このギャップを縮めることが、ジェンダー平等およびワーク・ライフ・バランスを達成させるための、喫緊の課題である。(3,866文字)